

## 瀬戸市都市整備部下水道課

## 下水道工事に伴う取付管設置申請書の提出について(お願い)

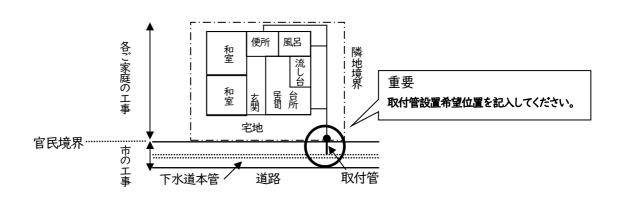
下水道を使用いただくためには、各ご家庭から出る汚水・雑排水を下水道本管へ流すための排水管 (=取付管)の設置が必要となります。

つきましては、お手数ですが、**資料3「取付管設置申請書」にご希望の取り付け位置をご記入**のうえ、 下記提出期限までにご提出くださるようお願いいたします。

記

- | 提出期限 | 令和8年5月29日(金)まで
- 2 提 出 先 同封の返送用封筒にて郵送または直接下水道課窓口まで提出してください。
- 3 取付管位置 設置位置は資料4「瀬戸市下水道事業 よくある質問」のQ9を参考にしてください。
- 4 取付管工事 取付管工事は、下水道本管工事と同時に、市の負担で行います。

**宅地内については、令和9年3月31日(水)以降に、各ご家庭の負担で工事**を行い、 下水道を使用することができます。



【問い合わせ先】 瀬戸市都市整備部下水道課 建設係 TeLO561-85-2979

裏面に記載例有

## 取付管設置申請書

令和〇年 〇月 〇〇日

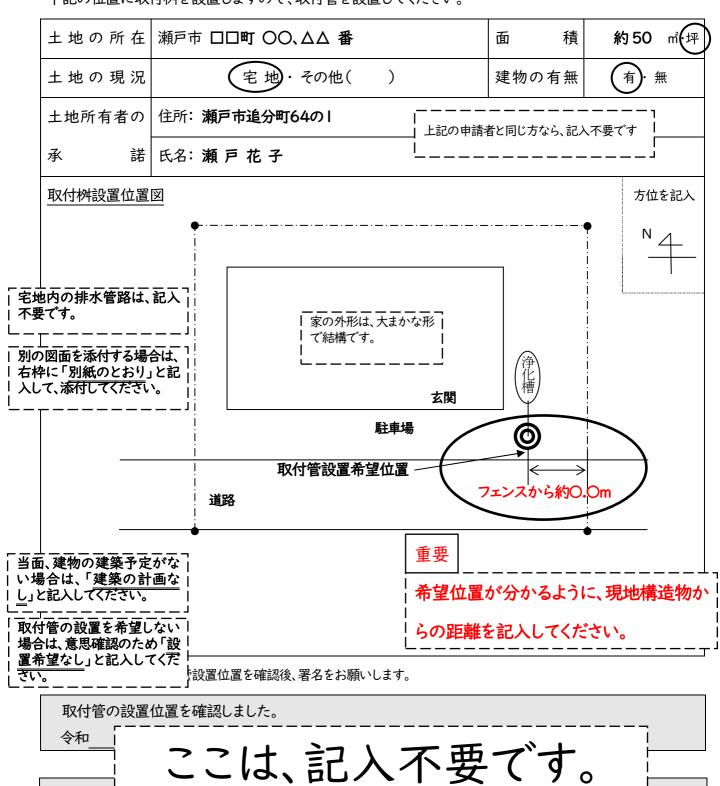
(宛先)瀬戸市長

 住所瀬戸市追分町64のI

 申請者
 氏名瀬戸太郎

 電話番号 0561-82-7111

下記の位置に取付桝を設置しますので、取付管を設置してください。



現場代理人: